

鎌倉市消防本部消防総務課長
鎌倉市総務部公的不動産活用課担当課長

鎌倉地域における消防施設の整備(鎌倉消防署と浄明寺出張所の移転・統合)について

日頃より、本市の消防救急活動にご理解・ご協力いただき深く感謝申し上げます。

さて、現在消防本部で進めております、鎌倉消防署と浄明寺出張所の移転・統合計画について、鎌倉地域の皆さまに現在の状況をお伝えすべく、これまでの経過等をお知らせさせていただきます。

本計画の内容についてご確認いただきますとともに、消防施設の適正配置にご理解ご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

【消防施設の再編計画】

本市では築30年以上の公共施設が80%を超え、その全ての施設を維持・更新することが困難な状況であることから、平成27年3月に「鎌倉市公共施設再編計画」を策定し、公共施設の集約化・複合化の検討を行っています。

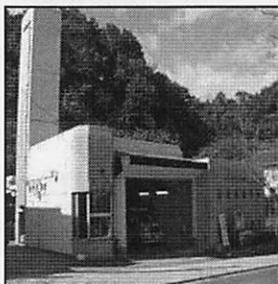
この状況は消防施設も例外ではなく、再編計画の中で消防救急活動に支障をきたさない範囲で配置の見直しを行い、消防署・出張所を統合していく方針としています。

【鎌倉消防署と浄明寺出張所の現状と課題】

<鎌倉消防署>

昭和49年(1974年)建設。築49年が経過し老朽化が進んでいます。特に海に近い立地のため、コンクリートの中酸化等が進んでおり、一部外壁の剥落もある状況です。

また現在地は、津波浸水想定区域に位置しており、災害時の機能維持の観点から、改築等に当たっては津波浸水想定区域外で再整備する必要があります。



<浄明寺出張所>

昭和53年(1978年)建設。築45年が経過し老朽化が進んでおり、雨漏り等を修繕しながら利用している状況です。また現在地は、土砂災害特別警戒区域(令和3年指定)に位置しており、災害時の機能維持の観点から、改築等に当たっては土砂災害特別警戒区域外で再整備する必要があります。



消防施設は総務省消防庁が定める「消防力の整備指針」において要件等が定められており、鎌倉市消防では緊急出動の運用実績などから、施設から半径約2.5kmを警戒区域としていますが、現在鎌倉消防署は担当エリアの半分が海であり、浄明寺出張所は市境に近い位置となっています。

このため再整備にあたっては、消防救急活動に支障をきたさない範囲で、現在2つの施設が受け持つ地区を、1つの施設で受け持つことができるエリアに移転・統合する方針としました。

【移転候補地域の選定】

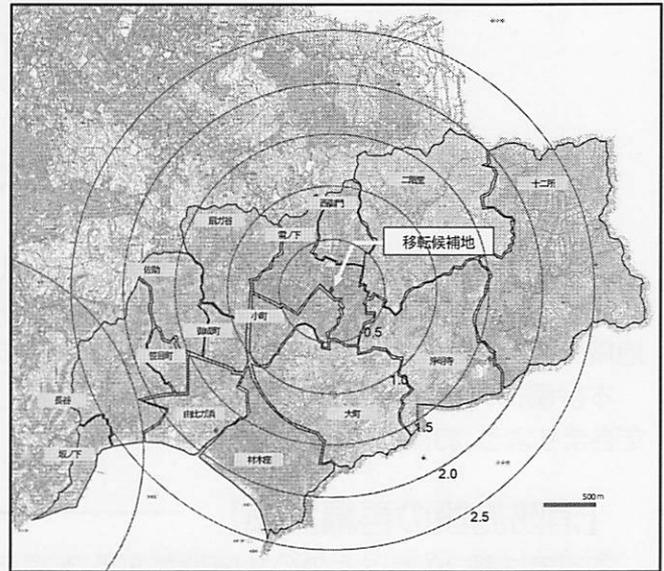
移転候補地域の選定に当たっては、消防施設の全市的な配置を踏まえつつ、津波浸水想定区域外及び土砂災害警戒区域外であり、現在2つの施設が受け持っている地区を1つの施設で受け持つことができるエリアとして、雪ノ下近辺が適していると判断し、さらに当該エリアの幹線道路沿いで、岐れ路よりも鎌倉駅側、かつ、より見通しのよい更地の状態の土地を整備対象とすることとしました。

【統合することによる消防活動への影響】

新たに整備する消防施設では、これまで鎌倉消防署が管轄していたエリア(坂ノ下及び長谷の一部を除く)と浄明寺出張所が管轄していたエリアを管轄することを想定しています。

配置が換わることで、遠くなるエリアがあることは事実ですが、鎌倉霊園より東側の、住宅がほとんどないエリアを除いたすべてのエリアが、消防施設の配置の目安となる半径約 2.5km内に入っており、移転後も消防救急活動に支障をきたすことはないと考えています。

また、鎌倉市の消防車両は車両動態システムを積載しており、GPSで消防車両の現在地を常時把握し、現場に最も近い車両を選定し出動させる体制を整えています。



【移転候補地について】

鎌倉消防署及び浄明寺出張所の移転統合について、右図の土地を移転候補地としています。

当該地については、3つの区画となっていますが、唯一建物があつた区画が時間貸し駐車場となったことで、ひとまとまりの更地の土地となりました。

雪ノ下近辺の、特に幹線道路沿いにおいては、消防施設の整備が可能となる一定の面積を持つ土地の取得機会は非常に少ないため、土地所有者に土地利用の意向確認等を行ったところ、市有地との土地交換の協議に応じる意向が確認できたため、市議会への報告や地元自治町内会等への説明を開始し、その間並行して土地所有者との協議を行ない、令和5年5月末に、土地交換の契約締結に至ったものです。

また、今回契約を締結した1区画のみでは、消防施設整備のための面積としては不足していることから、適切な規模や機能を備えた施設整備となるよう、隣接する2区画についても、引き続き取得に向けた協議を進めます。



【今後の予定について】

現在、隣接する2区画の土地の取得について、土地所有者と協議を進めています。

移転候補地の取得完了後に、施設の規模・機能等の検討、設計、埋蔵文化財の調査、建設工事等を行うことになるため、施設完成まで少なくとも数年間を要すると考えています。

※移転候補地の取得状況等により、スケジュールは変更となる可能性があります。

なお、消防施設を移転・統合するにあたっては、各地域における消防救急活動に支障がないよう、鎌倉市全体の消防力の確保について検討しています。

「鎌倉の魅力を継承しつつ、次世代に過大な負担を残さない」ことを目的に公共施設の再編を進めております。今後も随時情報提供を行って参りますので、何卒ご理解ご協力をお願いいたします。

鎌倉市消防本部消防総務課総務担当

電話(0467)44-0983

鎌倉市総務部公的不動産活用課公的不動産活用担当

電話(0467)23-3000 内2567

令和 5 年(2023 年) 8 月 9 日

鎌倉地域自治町内会会長 様

鎌倉市長 松尾 崇
(公印省略)

鎌倉地域における消防施設の整備（鎌倉消防署と浄明寺出張所の
移転・統合）についてのお知らせ（回覧のお願い）

日頃より、鎌倉市政に御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、鎌倉市では、現在、鎌倉消防署と浄明寺出張所の移転・統合について、
検討を進めています。

このことにつきまして、鎌倉地域の自治町内会の皆さまへ事業の概要等につ
いてお知らせさせていただきます。

お忙しいところ大変恐縮ですが、別添資料について、貴会内への回覧に御協力
をお願いいたします。

御不明な点がありましたら御連絡くださいますよう、よろしく願いいたし
ます。

事務担当は、

消防本部消防総務課 加賀谷

電話 0467 (44) 0983

メール fd-soumu@city.kamakura.kanagawa.jp

総務部公的不動産活用課公的不動産活用担当 西村

電話 0467 (23) 3000 (代表) (内線 2565)

メール facility@city.kamakura.kanagawa.jp